



島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）におけるそれぞれの責務を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、丙の島根原子力発電所にかかる原子力防災対策（以下「原子力防災対策」という。）について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

（協力項目）

第 2 条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について誠意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- （1）避難退域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項
- （2）緊急時モニタリング
- （3）避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）
- （4）放射線防護対策施設への物資供給
- （5）避難所運営支援（物資輸送を含む）
- （6）オフサイトセンターへの電源供給
- （7）放射線防護資機材の供給支援
- （8）住民相談窓口等の設置
- （9）その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項

2 丙は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力を行うものとする。

（財源協力）

第 3 条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。

（協定の実施体制）

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協定の終了の申し入れ、相手方のいずれもがこれを承諾するまでの間、その効力を維持するものとする。

(情報保護)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、この限りではない。

(協議)

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 島根県

島根県知事

丸山 達也

乙 鳥取県

鳥取県知事

平井 伸治

丙 中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員

瀧本 夏彦